

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

管理下財物損壊担保特約条項

(施設所有(管理)者特別約款用)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)に規定する施設または仕事(以下「仕事」といいます。)の遂行に起因する管理下財物の損壊について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。
- (2) (1)の損害については、特別約款第3条(管理下財物免責の修正)により読み替えられた賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第8条(保険金を支払わない場合)②の規定を適用しません。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
管理下財物	保険証券記載の記名被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)が所有、使用または管理する財物のうち、次のものをいいます。 ア. 記名被保険者が仕事の遂行のために占有または使用している財物 イ. 記名被保険者が仕事の遂行のために直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分をいいます。) ウ. 記名被保険者が仕事の遂行のために他人から借りている財物

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、管理下財物が次のいずれかに該当するものである場合は、その損壊による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者またはその法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。)もしくは使用人が所有する財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。)
- ② 記名被保険者またはその法定代理人もしくは使用人がもっぱら仕事以外の目的のために使用する財物
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手(料額印面が印刷されたはがきを含みます。)、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに

類する財物

- ④ 記名被保険者がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物（仕事の遂行のために借りている従業員宿舍、資材置場、事務所等の施設であって、臨時に設置されたものを除きます。）
- ⑤ 記名被保険者が保管施設において保管するために預かっている財物
- ⑥ 記名被保険者が仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物（工事用仮設物の材料を含みます。）
- ⑦ 記名被保険者が運送を受託した貨物。ただし、この規定は、貨物の損壊が作業場（仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。）の内部において発生したものである場合には適用しません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

（1）当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（管理下財物について、②を除きます。）ならびに特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ② ねずみ食いまたは虫食い等の現象
- ③ 修理、点検または加工に関する技術の拙劣または仕上不良
- ④ 塗装用材料の色または特性等の選択の誤り

（2）（1）の規定にかかわらず、特別約款第2条⑤の規定は、管理下財物である自動車または原動機付自転車の損壊のうち、これらの車両の運行以外の事由によって発生したものについては、適用しません。「運行」とは、人または物を運送するかどうかにかかわらず、自動車または原動機付自転車をそれらの装置の用法に従って使用することをいいます。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。